

**改正**

昭和50年3月5日教委規則第1号

昭和52年12月7日教委規則第17号

昭和56年4月1日教委規則第6号

昭和57年4月1日教委規則第2号

昭和58年9月29日教委規則第10号

平成14年12月30日教委規則第15号

平成18年4月26日教委規則第12号

平成19年3月22日教委規則第13号

令和2年9月1日教委規則第7号

千歳市立千歳公民館使用条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、千歳市立千歳公民館使用条例（昭和46年千歳市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び承認等)

**第2条** 条例第3条第1項の承認を受けようとする者は、使用日の5日前までに千歳市立千歳公民館使用承認申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市立千歳公民館使用承認書（第2号様式。以下「使用承認書」という。）を当該申請者に交付する。

3 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、千歳市立千歳公民館（以下「公民館」という。）の使用の際、使用承認書を携帯し、公民館の職員（以下「職員」という。）から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の取消し等)

**第3条** 使用者がその使用を取り消し、又は承認を受けた内容を変更しようとするときは、千歳市立千歳公民館使用取消（変更）申請書（第3号様式）に使用承認書を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市立千歳公民館使用取消（変更）承認書（第4号様式）を当該申請者に交付する。

(使用料の徴収)

**第4条** 条例第6条第1項及び第2項の使用料は、第2条第2項の承認と同時に徴収する。

(附属設備及び備付物品の使用料)

**第5条** 条例第6条第2項の附属設備及び備付物品の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の後納)

**第6条** 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

2 使用料の後納を認められた者が使用を取り消した場合には、当該後納を認められた使用料の額から第8条第1項の規定に準じて算定した額を減じた金額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第7条** 条例第6条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が主催し、又は使用するとき。 全額免除
- (2) 市内の団体が市の行政活動に協力し、又は市の業務を代行し、若しくは補完するために使用するとき。 全額免除
- (3) 市が共催して専ら公益のために使用するとき。 5割減額
- (4) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。）、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。 5割減額
- (5) 構成員の半数以上が障害者（市内在住者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）である団体が使用するとき。 5割減額
- (6) 構成員の半数以上が65歳以上の者（市内在住者に限る。）である団体が使用するとき。 5割減額
- (7) 社会教育関係登録団体及び青少年団体が主催し、又は使用するとき。ただし、営利を目的としないものに限る。 5割減額
- (8) 市民をもって組織する労働団体、社会福祉団体若しくは産業経済関係団体又は地域自治会

が主催し、又は使用する時。ただし、営利を目的としないものに限る。 5割減額

(9) 市民が生活改善運動形式で行う祝賀会等に使用する時。 5割減額

(10) 条例第15条第1項の規定に基づき指定管理を受けた指定管理者が公民館を公共目的で使用する時。 全額免除

(11) その他教育委員会が施設の設置目的を勘案し、必要があると認めるとき。 教育委員会が定める額

2 附属設備及び備付物品の使用料並びに暖房料については、前項に掲げる減免率を適用するものとする。

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

4 使用料に1円未満の端数が出た場合は、切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

**第8条** 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなつたとき。 使用料の全額に相当する額

(2) 使用日の3日前までに第3条第1項に規定する使用の取消申請をし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 使用料の5割に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、千歳市立千歳公民館使用料還付申請書(第5号様式)に使用承認書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(特別な設備等の承認)

**第9条** 条例第8条の承認を受けようとする者は、千歳市立千歳公民館特別設備等承認申請書(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市立千歳公民館特別設備等承認書(第7号様式)を当該申請者に交付する。

(プログラムの提出)

**第10条** 公民館を映画会、演劇会、音楽会その他これらに類する催物のために使用する者は、使用日の3日前までにそのプログラムを定め、教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

**第11条** 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこ

と。

- (2) 使用中の会場責任者及び整理員を置くこと。
- (3) 使用承認を受けた人員を超えて入場させないこと。
- (4) 附属設備及び備付物品の取扱いを適切に行うこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (6) 館内外の清潔を保つこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

**第12条** 使用者は、建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(職員の立入り)

**第13条** 使用者は、管理上の必要から職員が使用場所に立ち入る場合には、その立入りを拒んではならない。

(使用後の点検)

**第14条** 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(適用除外)

**第15条** 分館については、第2条から第10条までの規定は、適用しない。

(指定管理者による管理)

**第16条** 指定管理者による管理の場合においては、第2条、第3条、第7条、第8条、第9条及び第10条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第18条第1項の規定により指定管理者に公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第4項に規定する減免の基準については、第7条第1項の規定を準用する。この場合においては、第11号の「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第5項の規定による還付については、第8条第1項各号の規定を準用する。この場合においては、同項第2号及び第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(教育長への委任)

**第17条** この規則に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和46年4月10日から施行する。

**附 則**（昭和50年3月5日教委規則第1号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年12月7日教委規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行（以下「施行日」という。）する。
- 2 この規則の施行日以降の使用に係る使用料で、この規則の規定による改正前の規則の規定に基づき納入した使用料の減免を受けようとする者は、この規則施行日から20日以内に別に定める使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

**附 則**（昭和56年4月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年4月1日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和58年9月29日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年12月30日教委規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に第1条、第4条、第6条から第8条まで及び第10条から第14条までの規定による改正前の千歳市奨学資金条例施行規則、千歳市立千歳公民館使用条例施行規則、千歳市民文化センター条例施行規則、千歳市青少年会館条例施行規則、千歳市青年の家支笏湖研修センター設置条例施行規則、千歳市スポーツセンター条例施行規則、千歳市市民スキー場設置条例施行規則、千歳市体育施設設置条例施行規則、千歳市開基記念総合武道館条例施行規則及び千歳市温水プール条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（千歳市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱い特例規則の廃止）

- 3 千歳市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱い特例規則（平成9年千歳市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

**附 則**（平成18年4月26日教委規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千歳市立千歳公民館使用条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行日以後の使用許可について適用し、同日前に使用を許可した使用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月22日教委規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表

名称	1時間につき	摘要
放送基本設備	350円	マイクロホン1本付
マイクロホン	200	
レコードプレイヤー	200	
金屏風	2,000	1回につき
コンセント	100	1個1KWまで

第1号様式（第2条、第6条、第7条関係）

千歳市立千歳公民館使用申請書

年 月 日

千歳市教育委員会 様

申請者 住所  
団体名  
氏名  
電 話

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的				参集人員	人
使用種別	会議、集会、講習、音楽、舞踊、映画、演劇、研修、展示、その他				
入場料、 会場費等	有（ 無	円）	会場責任者	—	
使用日時 及び室名	使用月日	使用時間	室名	使用料	
	月 日	時 分～ 時 分		円	
	月 日	時 分～ 時 分		円	
	月 日	時 分～ 時 分		円	
	月 日	時 分～ 時 分		円	
基本料金合計額				円	
使用する附属 設備及び備付 物品					
その他の使用 料	物品等使用料	暖房料	入場料等による加算	本欄の料金合計	
	円	円	円	円	
使用料合計額（基本料金+その他の使用料）				円	
後納申請	無	有	千歳市立千歳公民館使用条例第5条第3項ただし書の規定により使用料の後納（月 日納付）を申請します。		
減免申請	無	有	千歳市立千歳公民館使用条例施行規則第7条第1項第号の規定により使用料の減免を申請します。		
減免額			納入額		

※ 太枠内を記入してください。

			使用料納入年月日	社教登録番号第 号
			年 月 日	年 月 日
				承認 第 号

第2号様式（第2条関係）

千歳市立千歳公民館使用承認書

承認 第 号  
年 月 日

様

千歳市教育委員会 印

次のとおり使用を承認します。

使用日時 及び室名	月	日	時		間		室	名
	月	日	時	分	～	時	分	
	月	日	時	分	～	時	分	
	月	日	時	分	～	時	分	
	月	日	時	分	～	時	分	
	月	日	時	分	～	時	分	
附属設備及び 備付物品								
使用料合計		円	減免額		円	納入額		円
後納申請	無	有	千歳市立千歳公民館使用条例第5条第3項ただし書の規定により使用料の後納（月日納付）を承認します。					
減免申請	無	有	千歳市立千歳公民館使用条例施行規則第7条第1項第号の規定により使用料を減免します。					
摘要								

第3号様式（第3条関係）

千歳市立千歳公民館使用取消（変更）申請書

年 月 日

千歳市教育委員会 様

申請者 住 所  
団体名  
氏名  
電 話

年 月 日第 号の承認を受けた使用について、次のとおり取消し（変更）したいので使用承認書を添えて申請します。

1 取消し（理由）				
2 変更（理由） ※ 変更しようとする事項のみ記入してください。				
使用目的				参集人員 人
使用種別	会議、集会、講習、音楽、舞踊、映画、演劇、研修、展示、その他			
入場料、 会場費、 会費等	有（ 無	円）	会場責任者	窓 一
使用日時 及び室名	使用月日	使用時間	室名	使用料
	月 日	時 分～ 時 分		円
	月 日	時 分～ 時 分		円
	月 日	時 分～ 時 分		円
	月 日	時 分～ 時 分		円
基本料金合計額				円
使用する附属 設備及び備付 物品				
その他の使用 料	物品等使用料	暖房料	入場料等による加算	本欄の料金合計
	円	円	円	円
使用料合計額（基本料金+その他の使用料）				円
減免額			納入額	

※ 太枠内を記入してください。

			使用料納入年月日			
			年 月 日	承認	年 月 日	第 号

第4号様式（第3条関係）

千歳市立千歳公民館使用取消（変更）承認書

承認 第 号  
年 月 日

様

千歳市教育委員会 印

年 月 日第 号の承認を受けた使用について、次のとおり取消し（変更）を承認します。

使用日時 及び室名	月 日	時	間	室	名
	月 日	時 分～	時 分		
	月 日	時 分～	時 分		
	月 日	時 分～	時 分		
	月 日	時 分～	時 分		
	月 日	時 分～	時 分		
附属設備及び 備付物品					
使用料合計	円	減免額	円	納入額	円
摘 要					

第5号様式（第8条関係）

千歳市立千歳公民館使用料還付申請書

年 月 日

千歳市教育委員会 様

住 所  
申請者 団体名  
氏 名  
電 話

千歳市立千歳公民館使用条例第6条ただし書の規定により次のとおり使用料の還付を受けたいので使用承認書を添えて申請します。

承認書番号	年 月 日 第 号				
理 由					
還 付 事 由					
区 分	基本使用料	物品等使用料	暖 房 料	入場料等による加算	合計額
既納使用料	円	円	円	円	円
還 付 率	/10	/10	/10	/10	
還 付 額	円	円	円	円	円
備 考					

※ 太枠内を記入してください。


第6号様式（第9条関係）

千歳市立千歳公民館特別設備等承認申請書

年 月 日

千歳市教育委員会 様

住 所  
 申請者 団体名  
 氏 名  
 電 話

次のとおり特別な設備を設置（既存の設備を変更）したいので申請します。

設置又は変更の目的						
設置又は変更の日時	年 月 日		午前・午後		時	分
撤去の日時	年 月 日		午前・午後		時	分
連絡責任者	氏 名		住 所		電話	
設置又は変更の内容						
備 考						


千歳市立千歳公民館特別設備等承認書

承認 第 号  
年 月 日

様

千歳市教育委員会 印

次のとおり特別な設備の設置（既存の設備の変更）を承認します。

設置又は変更の目的	
設置又は変更の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
撤去の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
設置又は変更の内容	
指示事項	